

第2期長崎県社会的養育推進計画におけるポイント

■平成28年改正児童福祉法の理念である「子どもの権利保障」と「家庭養育優先原則」に基づき、令和2年3月「長崎県社会的養育推進計画」を策定（R2～11の10年間） ※家庭養育優先原則： 『施設』＜『地域小規模施設』＜『里親・ファミリーホーム』《委託率目標 43.2%（R5年度末19.1%）》

■令和4年の児童福祉法の改正を踏まえ、国において、現計画を見直し、令和7年度から11年度を計画期間とする新たな計画の策定要領が示された。

【現計画の課題】

○計画の理念の根幹である里親委託率の向上（委託率目標達成のためどう向き合うか） R5年度：目標25.4%→実績19.3%（▲6.1ポイント）

【新計画のポイント】

①里親委託率の最終目標値は、現計画と同様（43.2%）とする。（委託児童数の減少などの現状も踏まえ、関係者を含めた策定委員会で協議の結果）

②その他の数値目標についても、R4改正児福法の主旨や社会情勢の変化等を踏まえ見直し

③国が示す策定要領を踏まえ新たな柱（事項）の追加 現計画11項目 → 新計画13項目（特定妊婦支援、障害児入所施設における支援）

2. 当事者であるこどもの権利擁護の取組

- 措置等の場面におけるこどもの意見聴取等
- こどもの権利擁護に係る環境整備

3. 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組

- 市町の相談支援体制
こども家庭センターの設置の推進
母子生活支援施設の活用
- 市町の家庭支援事業等の整備に向けた支援・取組
- 児童家庭支援センター設置に向けた検討、機能強化に向けた支援等

4. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組（新）

- 妊産婦等生活援助事業の整備
- 市町等との連携について

5. 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- 里親等委託が必要な子ども数の推計
- 子どもの人口推移

6. 里親等への委託の推進に向けた取組

- 里親等への委託児童数の今後の見込み
最終年の目標 現行：43.2% → 新計画：43.2%
- 里親等支援業務の実施体制構築に向けた取組
里親支援センターの設置検討
短期受入里親も含めた多様な里親のあり方の検討
- 里親等委託をしなかった理由についての分析と委託こども数の見込み

7. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- 親子関係再構築に向けた取組
- 特別養子縁組等に関する支援体制の整備

8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 施設で養育が必要な子ども数の見込み
- 小規模かつ地域分散化された施設の設置推進に向けた取組
市町の家庭支援事業等の実施の施設の活用の促進
一時保護専用施設の整備について

9. 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護の体制整備
一時保護所における意見表明支援の実施
- 一時保護におけるこどもの最善の利益

10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 社会的養護経験者等の実態把握
- 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
社会的養護自立支援拠点事業の実施継続
児童自立生活援助事業の実施
- 社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制の整備

11. 児童相談所の強化等に向けた取組

- 中核市・特別区への児童相談所設置の促進、人材確保をはじめとした支援
- 人材確保・育成に向けた取組
第三者評価の実施検討

12. 障害児入所施設における支援（新）

- 良好な家庭的環境において養育されるよう、ケア単位の小規模化を推進

※赤字・赤枠は新規追加項目